

東京都里親制度の全体像

	専門養育家庭	養育家庭		親族里親	養子縁組里親	
		(短期条件付)	(レスパイト限定)			
目的	一定の専門的ケアを必要とする被虐待児、非行等の問題を有する児童及び障害児に対し、養子縁組を目的とせず、家庭的な環境での養育を保障する。	要保護児童に対し、養子縁組を目的とせず、家庭的な環境での養育を保障する。	身近な地域での短期間の養育ニーズにこたえる。	レスパイトケア利用者の身近な地域で受入先を確保する。	扶養義務者及びその配偶者である親族による引き取りを促進し、児童と親族との永続的な関わりと家庭的な環境での養育を保障する。	要保護児童に対し、縁組を目的として、家庭的な環境での養育を保障する。
主な里親認定基準	①里親申込者及び里親申込者と起居を共にする者（同居人）が、次の各号のいずれかに該当していないこと。 ア 成年被後見人又は被保佐人（同居人にあつては除く。） イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 ウ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び児童買春、児童ポルノに係る行為等の規則及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者 エ 児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者					
	②居室の広さは2室10畳以上であり、家族構成に応じた適切な広さがあること		③主たる養育者は、25歳以上であること。	③主たる養育者は、25歳以上であること。	③委託児童の扶養義務者及びその配偶者である親族であること。 ④里親申込者は、配偶者がいない場合には、原則として20歳以上の子又は父母等が、同居又は近接地に居住し、十分な理解と協力があること。	③委託児童との養子縁組を目的とすること。 ④里親申込者は25歳以上50歳未満で、婚姻していること。
	④委託児童との養子縁組を目的としないこと。 ⑤申込者に配偶者がいない場合は、一定の要件を満たし、起居を共にする20歳以上の子又は父母等がいること。 ⑥3年以上の委託経験がある養育家庭登録者又は児童養護施設、乳児院で直接処遇職員として3年以上の従事経験者。 ⑦専門養育家庭研修修了者。 ⑧主たる養育者が養育に専念できること。					
委託対象児童	以下の要件を満たす児童。 ①児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けていること、知的障害がありかつ一定の行動障害を持っていること、身体若しくは精神の障害があること、又は非行等の問題があること ②養育に当たって受託家庭に精神的又は肉体的に負担がかかること。 ③家庭や地域社会での生活が可能であること。	その生育歴、性格、年齢及び実親の状況等を勘案して家庭で養育することが望ましい児童。	以下の要件を満たす児童。 ①養育に係る負担が少ないこと。 ②原則として委託期間が2ヶ月以内であること。	養育家庭、養子縁組里親、親族里親に委託されている児童	以下の要件を満たす児童。 ①両親等の死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等により養育が期待できないこと。 ②里親申込者へその養育を委託しなければ、当該児童を児童福祉施設に入所させて保護しなければならない状況にあること。	その生育歴、性格、年齢及び実親の状況等を勘案して家庭で養育することが望ましい児童。
特記事項	①レスパイト限定や短期条件付の養育家庭が通常の養育家庭へ移行する場合は、再度調査の上、児童福祉審議会に報告する。（再認定は不要） ②養育家庭（専門養育家庭を含む）、親族里親、養子縁組里親は、レスパイトケアを利用することができる。（1児童あたり7日／年。都等の実施する研修に参加するために必要な場合を除く。） ③養育家庭は、区市町村の実施する「子供家庭在宅サービス事業」のうち、「ショートステイ事業」の担い手として児童を預かることができる。					